

農地法第3条の規定による許可申請書類（農地の所有権移転）

○ 譲受人が生駒市内に住所を有する場合（取得後20アール以上の耕作面積を有すること）

（以下各1部）

- ア 農業委員連絡用紙（申請1件毎に1枚必要です。）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請書
- ウ 付近見取図
- エ 法務局の土地台帳付属地図（地籍図）
- オ 申請地の土地登記事項証明書（全部事項証明に限る）
- カ 委任状（代理人申請の場合）
- キ 譲受人の住民票謄本（世帯全員で続柄の記載されたもの）
- ク（生駒市外お住まいの場合）譲受人の耕作証明書（住所地の農業委員会で発行してもらってください。）
- ケ（生駒市外お住まいの場合）通作経路図（住所地から申請地までの時間と距離を明記したもの）
- コ その他農業委員会が必要と認めた書類

その他注意事項

- 1 土地登記事項証明書の住所等が異なる場合には、住民票・戸籍の附票等で確認できる書類、また、仮登記がある場合は、仮登記権利者の承諾書を添付すること。
- 2 相続未登記の場合は、相続登記後又は相続を証する書面一式を添付。
- 3 新規当農の場合は、営農計画書及び営農誓約書他の添付が必要であるとともに、別途、面談（2回以上）ヒアリングを実施します。（参考 生駒市ホームページ「生駒市で新規就農を考えている方へ」をご覧ください。）
- 4 当該農地が小作地である場合は、農地法第18条（解約）の通知後。
- 5 許可後は、速やかに所有権の移転登記の手続きを行うこと。
- 6 申請書の受付は、月末（月末が休日に当たる場合は、その月の業務日まで）で締切ります。なお、12月は、締切日が早くなりますので、必ず農業委員会事務局に確認してください。
- 7 農業委員会は毎月15日前後に開会され、承認されますと許可書の交付は、すみやかにまいりますので受領印を持参下さい。
- 8 農地利用最適化推進委員には、位置図（2部）を提出して下さい。